

令和8年度河北町農地継承支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地整備費用について支援し、地域農業の担い手の確保と農地の耕作放棄地化の抑制を図るため、補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成9年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内の農地で農業を営む者
- (2) 補助対象となる土地や施設等について所有権若しくは利用権を有している者又は賃貸借契約や売買契約を締結する見込みである者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象となる農地内の既存施設の解体・撤去、既存樹木の伐採・抜根及び整地等の農地整備に関する経費とする。

- 2 前項の場合において、経費のうち労務費の算出に当たっては、公共工事設計労務単価で算出される金額を上限とする。ただし、補助対象者が自ら労務を行うときは、総事業費の2分の1を上限に労務費として算入することができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、補助対象経費の4分の1以内の額とし、20万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の様式第1号の交付申請書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 見積書
- (3) 着工前の写真
- (4) 補助対象となる土地や施設等について自らが所有権又は利用権を有していること又は賃貸借契約や売買契約を締結する見込みであることを証する書類

- (5) 本人確認書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、補助対象経費を同じくする他の補助金と重複して申請することはできない。

(補助金の変更)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第7条第1項の規定により町長の承認を受けようとするときは、令和8年度河北町農地継承支援事業費補助金変更交付申請書（様式第2号）及び農地継承支援事業変更書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号アに規定する軽微な変更とは、補助金額の申請額を変更する必要がない補助対象事業費の変更を行う場合をいう。

(補助金交付決定の変更及び通知)

第7条 町長は、前条による申請があった場合において、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度河北町農地継承支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業を完了したときは、事業完了後から30日以内又は令和9年3月23日のいずれか早い日までに規則の様式第3号の実績報告書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 整備金額の支払が確認できる領収証等
- (3) 整備した後の農地の状況写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助金の交付から5年以内に補助対象となった農地を農地以外の目的に使用又は耕作放棄したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条、第6条、第8条関係）

農地継承支援事業（計画・変更・実績）書

○申請者

氏名又は名称	郵便番号・住所	電話番号
	〒	

○事業完了（予定）年月日： _____ 年 月 日

○事業農地・整備内容・事業費

大字・小字・地番	地目	面積(m ²)	整備内容	事業費(円) (税込み)

（見積書（領収書等）が複数ある場合は、その合計額を事業費の欄に記入）

（自ら労務を行う（行った）場合は、別紙「事業費計算書」にて算出された事業費を記入及び同書を添付）

○補助金額

上記事業費 _____ 円 × 1 / 4 = _____ 円…①

①から1,000円未満の端数を切り捨てた額 _____ 円…②

②と200,000円のいずれか低い方の額（補助金額） _____ 円

○振込口座（実績書の場合記入）

ふりがな	
口座名義	
金融機関	銀行・農協・労働金庫・信用金庫・信用組合
	支店（出張所）
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

河北町長 様

申請者 住所
氏名

令和8年度河北町農地継承支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付指令第 号をもって交付の決定の通知があった、令和8年度河北町農地継承支援事業費補助金について、令和8年度河北町農地継承支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり計画を変更したいので申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 補助対象経費
- 3 補助金の申請額
- 4 事業変更書
- 5 その他町長が必要と認める書類

（注）2及び3については変更前を（ ）で上段に記入すること。

様式第3号（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

様

河北町長 印

令和8年度河北町農地継承支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請ありました令和8年度河北町農地継承支援事業費補助金について、下記のとおり変更交付決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 円

（注）決定額については、変更前を（ ）で上段に記入すること。